

認可地縁団体 高尾台町会 平成24年度 第2回 役員会議事録

日 時 : 平成24年12月9日(日) 15:00~15:45
場 所 : 高尾台町会会館 1階ホール
役 員 数 : 55名
出 席 者 数 : 46名 (本人出席23名、委任状提出23名)
出席者名簿別添 参照
成 立 定 足 数 : 18名 (1/3)

会 議 次 第

1. 開 会

委任状出席を含み、総役員数の1/3以上の出席者があり、町会会則第15条に基づき役員会が正式に成立したとの報告のあと、司会総務・志鷹淳朗が開会を宣言した。

2. 町会長挨拶

町会長・荒木善彦が、挨拶を行った。

3. 議事録署名人の選出

町会会則16条により議長は町会長が就任し、議事録署名人の選出について諮ったところ、出席者より議長一任の声があり1丁目・城村勇二氏及び3丁目・永山順一氏の両氏が推薦され承認された。

4. 議案審議

(1) 予備費振替の件

平成24年度予算に対し予算作成時に予見しがたい支出に備え承認されている予備費に関して、以下の項目で振替使用が申請された。

・会館維持費 177,600円 (町会会館事務室エアコン購入 故障による交換)

決議内容:上記1項目の振替を承認した。

(2) 防災資機材購入について

① 次年度防災資機材購入計画で、第1防災倉庫が経年劣化・腐食により破損が著しいことから建替新設する。

② 次年度防災資機材購入計画で、発電機能付投光器1台を購入する。

平成24年度第1回役員会(平成24年6月17日開催)で報告され承認を受けた「平成24年度防災資機材購入計画の変更」により、発電機能付投光器1台を購入したこと、高尾台1丁目町会員の防災の備えとして早急に完備する必要が優先させた第4防災倉庫

の本体購入及び基礎工事・内部棚増設・名称表示作業費用等の総支払額が215,750円となったこと、加えて同防災倉庫・備蓄用防災用品68,787円の購入及びその他通常費用等の支払により、予算額500千円をほぼ消化したことが報告された。

当初、平成24年度予算で発電機能付投光器2台を購入する予定であったことから、次年度購入計画で発電機能付投光器1台を追加購入したい。発電機能付投光器は災害により電源が失われた場合、町会会館を救助の基点とするのに使用する防災備品であることから最低あと1台は必要である。来年度予算より購入を承認願いたい。

決議内容:報告内容を確認し、満場一致で承認した。

(3) 平成25年度・町会役員選出の件

町会長より、本日付で平成25年度『高尾台町会役員選任通知書』を各丁目副会長に交付し通知するので、該当ブロック役員・班長の協力のもと平成25年1月末までに選任を終了するよう要請があった。

(4) 高尾台町会新年会について

町会長より、平成25年2月2日(土)午後7時より、金沢国際ホテル2階『フォレスト・フォート』で開催することが報告された。

(5) 平成25年度定例総会の件

町会長より、平成25年3月17日(日)午後1時に高尾台町会会館で開催することが報告された。

(6) 慶弔費の支出について

町会長・荒木善彦より、今月6日の当町会相談役・片岡 清氏逝去に際し、高尾台町会会則二十二条にある慶弔金の贈呈に加え、「初代町会長であり当町会立ち上げに尽力されたのみならず長年相談役として町会活動に寄与された労に報いるべく生花を贈呈してはどうか」との提案により、相談役・総務部長・総会計に諮った上で生花一基を贈呈した経緯が説明され、支出承認を頂きたいと申請があった。

決議内容:報告内容を確認し、満場一致で承認した。

(7) その他

① 町会除雪機メンテナンス費用について

除雪部長より、町会除雪機4台の点検が毎年約50,000円必要だが、2年に1度にしてはどうかとの提案があった。

併せて本年度購入予定の除雪機1台(第4防災倉庫格納予定)は、メーカーより生産が遅れており納期は25年1月となると連絡があったことが報告された。

主な意見

・除雪機の使用期間は年間約3か月と限定的であり使用期間前は長期に渡って保

管のみとなっている状態であることから、メンテナンス頻度の減少により肝心の降雪時初期に稼働しない恐れがあるのではないかと。

・現状は購入から間もないからメンテナンスも2年に1度で良いように思うが、除雪機の経年劣化は激しいと考えられ将来的に毎年のメンテナンスは必要になるのは当然ではないかと。

決議内容:毎年メンテナンスを行うべきとの結論に至り決議した。

② 高尾台町会会館・水道料契約について

金沢市企業局より、現在の業務用から家庭用へ契約変更になる旨の通知が町会長にあった。これにより金額は正式に通知されていないが、年間水道料は減少することが報告された。

③ 当町会内・金沢市管轄・除雪路線増設について

金沢市管轄による除雪路線として3丁目内道路(141番地前T字路⇒高尾南3丁目交差点)が追加されたことが報告された。(高尾台除雪計画路線番号28号線⇒金沢市除雪管轄路線3052号線に変更)

主な意見

この金沢市管轄除雪路線の増設に伴い町会担当除雪が軽減されることは結構なことだが、該当路線の主な雪捨場は歩道になることから、他の町内金沢市管轄除雪路線と同様に主要通学路である歩道が塞がれることになる。高尾台町会では、通学路の確保を第一の目的として除雪機を所有しており貸与制度も設けているのだから、除雪委員のみならず多くの町会の皆さんが除雪機を利用しご自宅前だけではなく可能な分だけでも通学路確保の歩道除雪作業に協力をお願いしたい。町会として同趣旨の広報を継続的に行うべきである。

④ 相談役継続委嘱について

当町会相談役であり町会会館防火管理者、地域の防災士である中川嘉夫氏が過日、他町会に転居されたことに伴い、来年度以降も相談役を委嘱してもよいのかとの意見があった。中川氏本人が出席されていたことからご意見をお聞きし引き続きお引き受け頂けるとの承諾を得たことから、満場一致で平成25年度も相談役に選任することとなった。

⑤ 式次第等の開催日時・開催場所、明記について

式次第等の役員会資料は保存するものなので、開催日時・開催場所はしっかりと明記して欲しいと意見があった。

以上の決議を確認する為この議事録をつくり、これに記名押印する。

平成24年12月9日

認可地縁団体 高尾台町会 役員会